

南中線運行計画の変更について（道路運送法関係）

1. 運行計画の変更内容

南中線終点の南中バス停を別紙のとおり変更する。

2. 運行計画の変更理由

現在のバス停は南中玄関前にあり、通学生徒が多く通行し危険であると、南中より申出があったため。

3. 運行事業者

鳥取市南安長1丁目2-18

大森タクシー株式会社

\* 参考

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間（中国運輸局公示176号）

○ 事業計画変更認可について（道路運送法第15条）

一般乗合事業の既存許可事業者が路線を新設する場合において生活交通会議で協議が調った事案

標準処理期間が3ヶ月 ⇒ 1ヶ月を目途

南中バス停



南中線路線図

